

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月二十一日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第一号被保険者」を「被保険者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（説明）

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の改正を踏まえ、質問検査に応じない場合の罰則の適用範囲に、第二号被保険者の配偶者及び第二号被保険者の世帯構成員を追加する必要があるので、本案を提出いたします。